

執筆者：

E-mail✉ 孫 櫻倩

E-mail✉ 江 承頤

## 1. はじめに

台湾法の下では、台湾国内の事業者と他国の事業者との間の輸出入取引は原則自由ながら、自国の経済、国家の安全等の利益を保護するために、一部制限されることもあります。とりわけ集積回路(IC)、半導体の製造に関係する機器又は工作機械など、センシティブな技術が含まれる貨物については規制対象となることが多いため、留意が必要です。また、他国に対する経済制裁に伴い、輸出入が制限されることもあります。例えば、2022年2月に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受け、同年4月6日から一部軍事転用可能な貨物のロシア及びベラルーシへの輸出が制限されており、2023年1月4日からは制限される品目の範囲が更に拡大されています。

台湾法に基づく輸出入規制には複数の手段がありますが、その規制対象及び範囲は必ずしも明確ではありません。そこで、本ニューズレターでは、台湾貿易法その他関連法令に基づく輸出入規制の基本的な枠組について紹介します。

## 2. 台湾法における輸出入規制の基本的な枠組

### (1) 輸出入業者としての登録

台湾において輸出入業務を営む場合、經濟部国際貿易局<sup>1</sup>に申請することにより、輸出入業者として登録することができます。輸出入業者として登録した場合、原則として査証なしに貨物を輸出又は輸入することができます。

輸出入業者としての登録申請はオンラインで行い、特に問題がない場合の登録完了までの所要時間は、およそ5時間程度(内訳として、輸出入事業者としての英語表記に係る事前審査に約3時間、その後の登録審査に約2時間)と見込まれます。

他方、輸出入業者として登録しなくても貨物の輸出入を行うこと自体は可能ですが、この場合、輸出入の都度、査証を申請する必要が生じます。もっとも、海外渡航客による一定量以内の持ち込み、又はFOB価格が2万米ドル以下である貨物の郵便による輸入など一部の場合に限り、査証なしに輸入・輸出することもできます。但し、この場合、輸入された貨物は個人使用目的に限られます。

### (2) 国家安全保障を目的とした特定の国・地域との貿易の制限又は停止

政府は、国家の安全を保障するために、特定の国・地域との貿易を制限又は停止させることができます(貿易法5条)。現在、上記規定に基づき貿易が制限されている唯一の地域は北朝鮮であり、北朝鮮を相手国とする輸出入は2017年9月25日から全面的に禁止されています。

### (3) 戦略性ハイテク物品の輸出規制

台湾では、一部品目が戦略性ハイテク物品に指定され、輸出規制の対象となっています(いわゆる「リスト規制」)。また、指定外の品目であっても一定の要件を満たす場合、戦略性ハイテク物品に該当します(いわゆる「キャッチオール規制」)。これらの貨物を台湾から輸出するためには、事前に輸出許可証を取得する必要があります。

<sup>1</sup> 經濟部国際貿易局の名称は、2023年9月26日から「經濟部国際貿易署」に変更される予定です。

#### (a) リスト規制

2023年8月現在、下記のリストに記載されている品目が戦略性ハイテク物品に指定されています。

- ・ 軍事商業両用物品及び技術の輸出制限リスト
- ・ 一般軍用物品リスト
- ・ 北朝鮮への輸出に関するセンシティブ物品リスト
- ・ イランへの輸出に関するセンシティブ物品リスト
- ・ ロシア及びベラルーシへの輸出に関するハイテク物品リスト

また、貨物がリストに記載されている品目に該当するか否か不明な場合、貨物の仕様書、説明書その他の資料を提出することにより、台湾の財団法人工業技術研究院(ITRI)<sup>2</sup>による無料判定サービス<sup>3</sup>を利用することができます。判定結果が得られるまでの所要期間はおよそ20日間となります。

#### (b) キャッチオール規制

他方、前記各リストにおいて戦略性ハイテク物品として指定されていない品目であっても、取引相手が戦略性ハイテク物品輸出対象管理リストに属する場合、又はその他「戦略性ハイテク物品の種類、特定戦略性ハイテク物品の種類及び輸出制限地域」<sup>4</sup>に例示された不審な事情が存する場合、当該貨物も戦略性ハイテク物品に該当し、輸出する前に輸出許可証を取得する必要があります。

#### (c) 地域別規制

更に、特定の国・地域を目的地とする戦略性ハイテク物品の輸出等については、特殊な規制がかかります。具体的には、戦略性ハイテク物品の目的地がイラン、イラク、北朝鮮、中国、スーダン、シリアといった国々である場合、台湾の商港の通過、同商港での積み替え、又は台湾における保税倉庫、物流センター若しくは自由貿易地域での貯蔵に際し、經濟部国際貿易局から許可を取得することが必要とされます。但し、目的地が中国の場合、かかる規制は半導体の製造に関係する設備に対してのみ適用され、その他の貨物については一般の規制が適用されます。

### (4) その他貿易法に基づく一般的規制

このほか、台湾の貿易に対し不利益をもたらすおそれがある場合や、国際条約、貿易協定、又は国防、治安、文化若しくは環境の保護に基づく政策の需要に応じて、政府は貿易法6条及び11条に基づき、必要な制限措置を講ずることができます。例えば、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の対策として、2020年1月から5月にかけて、かかる政府による制限措置に基づき医療用マスクの輸出が禁止されていました。

### (5) 個別分野ごとの行政法規に基づく規制

貿易法に基づく規制のほか、貨物の輸出は個別分野ごとの行政法規に基づく規制を受ける可能性もあるため、事前に当該分野にかかる行政法令について確認することが推奨されます。例えば、台湾医療器材管理法によれば、医療器材の輸入又は輸出の事業を営むためには、所在地の地方自治体における主務機関にて登録申請を行い、許認可を受ける必要があります。なお、国内の需要に応えられないおそれがある場合、主務機関は当該貨物の輸出を制限することができます。

<sup>2</sup> 財団法人工業技術研究院(Industrial Technology Research Institute; 英文略称「ITRI」)は、台湾經濟部が設立した財団法人であり、科学技術の研究開発により、産業発展と経済価値を創造し、社会福祉を促進することを目的としている台湾の研究開発機関です。

<sup>3</sup> <https://shtc.org.tw/WebPage/index.aspx>。但し、2023年8月1日に經濟部により公表された「經濟部による戦略性ハイテク物品判定手数料基準草案」によれば、2024年1月1日から、当該判定サービスは有料化され、1件(1品目)の判定につき2,000新台幣ドルが請求されることになる見込みです。

<sup>4</sup> 原文表記では、「戦略性高科技貨品種類、特定戦略性高科技貨品種類及輸出管制地區」。

### 3. まとめ

以上のとおり、台湾における貨物の輸出入にかかる規制の枠組は多層的且つやや複雑であり、行政機関にはその権限を以て幅広の規制措置を実施することが認められています。この点、中央政府における主務機関にあたる経済部国際貿易局のウェブサイトには輸出入規制検索ツール<sup>5</sup>が設置されており、一次的判断ツールとしては有用です。

もともと、戦略性ハイテク物品の判断基準は、貨物の品目に限られるわけではなく、目的地及び取引条件等もその判断要素に含まれるため、実際に特定の貨物が戦略性ハイテク物品に該当し輸出入の制限を受けるか否かについては、やはり上掲した各リストのみならず、「戦略性ハイテク物品の種類、特定戦略性ハイテク物品の種類及び輸出制限地域」に定められた各判断基準にも逐一照らし、確認する必要があるといえます。その上で、個別分野ごとの行政法規における輸出入に関する制限についても別途留意が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>5</sup> [https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/queryCCCRRegFormf\\_e.do](https://fbfh.trade.gov.tw/fh/ap/queryCCCRRegFormf_e.do)